

# イラク特許庁 (IQPO) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要	.....	収録済
国内段階の手続	.....	情報は現在準備中

### 略語のリスト

国内官庁： イラク特許庁 (IQPO)

指定（又は選択）官庁 IQ	イラク特許庁 (IQPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 IQ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	アラビア語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：イラク・ディナール (IQD) 又は米国・ドル (USD) 出願手数料 <sup>1</sup> …… IQD 77,075 USD 55	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

<sup>1</sup> PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

IQ	イラク特許庁 (IQPO) (続き)	IQ
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名<sup>2,3</sup></p> <p>出願人が特許出願及び特許付与を受ける資格の宣言書<sup>2,3</sup></p> <p>出願人が先の出願の優先権を主張をする資格についての証拠<sup>2,3</sup></p> <p>国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類<sup>2</sup></p> <p>出願人がイラクに居住していない場合には代理人の選任<sup>2</sup></p> <p>代理人を選任する証書(選任書又は委任状)<sup>2</sup></p> <p>国際出願の翻訳文3通</p>	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。